

「LEC 大野のピタリ大予想12本試験ココが出る！」から 第44回社労士試験【選択式】健保法の出題が**論点的中** しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

大野のピタリ大予想12本試験ココが出る！ p. 24 (RM12311)

【協会健保の一般保険料率】

- 1 協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、**1,000の30**から**1,000の120**までの範囲内において、**支部被保険者**(各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する**任意継続被保険者**をいう。以下同じ)を単位として**協会**が決定するものとする。
- 2 前項の規定により支部被保険者を単位として決定する一般保険料率(以下「**都道府県単位保険料率**」という)は、当該**支部被保険者**に適用する。

< 中略 >

【収支の見通しの作成】

- 5 協会は、**2年ごとに、翌事業年度以降の5年間**※についての協会が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬額の見通し並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額(各事業年度において財政の均衡を保つことができる保険料率の水準を含む)その他の健康保険事業の**収支の見通し**を作成し、公表するものとする。
※平成22年度から24年度までの間は、5年間の収支の見通しに代えて、平成24年度の見通しを**毎事業年度の開始前**に作成し、公表することとされる。

的中!

本試験出題はこうでした!

選択式〔問6〕 健康保険法の1

- 1 全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、**A ①1,000分の30**から**1,000分の120**までの範囲内において、都道府県に設置した各支部の被保険者を単位として**B ①全国健康保険協会**が決定するものとする。その都道府県単位保険料率は、法に掲げる額に照らし、各事業年度において財政の均衡を保つことができるように設定される。そのため全国健康保険協会は、2年ごとに、**C ②翌事業年度以降5年間**についての健康保険の事業の収支見通し等を作成し、その結果を公表することになっている。